

## 『泰西本草名疏』とシーボルト事件

吉野 政治

同志社女子大学・表象文化学部・日本語日本文学科・教授

## 【要旨】

我が国における西洋近代植物学受容史上、重要な位置を占める伊藤圭介の『泰西本草名疏』が刊行されたのは所謂シーボルト事件が起きた時であった。その出版許可を得るために著者はシーボルトについて「稚<sup>わな</sup>膽<sup>い</sup>八郎」の仮名を用いた。この仮名の「稚」の字はシーボルトのシイの音を託した「稚」に一画を加えたものである。このことは著者自身の家族に宛てた手紙で明らかにされているが、「膽八」もまたシーボルトのホルトの音を託したものである。

## 【キーワード】 『泰西本草名疏』 シーボルト 膽八樹

1

伊藤圭介(1803-1901)著『泰西本草名疏』(全三冊。文政十二年1829刊)は、和産植物の学名をABC順に並べ、それに対応する和名を記した本文(巻上・下)と、附録のリンネ(Carl von Linné)の二十四綱の分類の具体的な解説によって、我が国の西洋植物学受容史における記念すべき書の一つである。

この書とシーボルト(P. F. Siebold)との関係は極めて深い。この書の本文はツンベルグ(C. P. Thunberg)の『日本植物誌』(Flora Japonica, 1784)を参考に編纂されたものであるが、具体的な植物の同定に関してシーボルトの意見が取り入れられている。国会図書館に圭介の自筆草稿が所蔵されているが、その表紙裏に伊藤篤太郎氏の次のような文章が書かれている。

此本ハ余ガ王父錦窠伊藤圭介先生ノ著書泰西本草名疏ノ原稿ニシテ実ニ先生ノ自筆ニ係ル。書中記入ノ朱書ハ先生ノ親友賀来佐一郎氏ノ筆ナリ。佐一郎氏ハ

2

先生ト共ニ小石川植物図説ヲ著作セル賀来飛霞氏ノ兄ナリ。又ペンニテ記入セル欧字ハ有名ナルシーボルト氏(Dr. Ph. von Siebold)ノ自筆ナリトス。実ニ本邦博物学ノ進歩ニ関スル貴重ノ珍宝也。

この書が刊行される前年(文政十一年1828)に、いわゆるシーボルト事件が発覚した。シーボルト自身に対する取り調べが開始されたのはその年の十一月十日であり、国外追放の刑が出されたのは翌年九月二十三日であった。それ以降も事件に関わった者の取り調べは続き、日本人約五十人の刑がすべて確定したのは天保元年(1830)三月のことである(呉秀三「所謂シーボルト事件」『史学雑誌』第二十五編)。国禁の日本地図をシーボルトに渡した幕府天文台長官の高橋作衛門(景保)は獄中死したが、「存命ならば死罪」という理由により、塩漬けされていた死体が磔刑に処せられた。その二人の子どもも遠島になった。高橋作衛門の下で蘭書翻訳の仕事をしていた宇田川玄真も尋問を受けた。大槻玄幹・宇田川榕菴も弁明書を提出している。

シーボルトと学問的に深い関係を結んでいた榕菴が他の外国人に宛てた手紙の控えは残されているが、シーボルト宛のものはほとんど残っていない。これは「シーボルト事件に巻き込まれることを危惧して破棄したため」と推測されている(高橋輝和『シーボルトと宇田川榕菴』四十六頁)。また、天保六年(1835)に刊行された彼の著『蘭学重宝記』は「賀寿麻呂大人著 篤麻呂校」となっているが、「篤麻呂」の「篤」はシーボルトのトであろうと言われる(下村純正「蘭学重宝記の不可思議」『洋学資料による日本文化史の研究』Ⅲ、一九九〇年発行)。さらに、シーボルトが国外追放になった年から十五年も経った弘化二年(1845)以降に書かれたと考えられる『宇田川榕自叙年譜』においても、

九年丙戌年廿九(中略)三月加比丹油煩斯去尔列尔・船醫 樸尔多・書記奈尔業爾、入都。樸尔多南和蘭人(下略)

とあり、シーボルトの名は「<sup>シ</sup>樸尔多」また「樸尔多」と書かれている(前者の闕字の横に小さく書かれたシイの字は後筆のようにも見える)。この年譜の下書にあたる『榕菴自叙年譜』では「<sup>シ</sup>尔多」また「尔多」とあり、さらに「樸」字も省かれている。このように国禁を犯したシーボルトの名を出すことには後々まで憚られていたのである。

昭和七年十一月に東京科学博物館開館一周年を記念した特別陳列が行われたが、そこに『泰西本草名疏』の完稿本(伊藤篤太郎氏所蔵)が出品された。その展覧会の出品物を記録した『江戸時代の科学』(博文館刊、昭和九年一月)にその完稿本の写真が載せられているが、「出版に先だち上司の検閲を受ける為に出版後にとるべき体裁と全く等しい体裁に筆書せるもので、如何に当時の出版法の嚴重なりしかを知るべきである」という説明が付されている。外国からの開国要求が次第に強くなり、それにとまって不安定になっている国内情勢に対する当局の過敏すぎる反応の一つであろうが、シーボルト事件発覚直後においてはシーボルトに関わるものは特に嚴重な調査が行われたものと思われる。事件そのものには圭介は関与しておらず、したがって何のお咎めも受けなかったようであるが、シーボルトに関わる人物として当局には暗に注意されていたものと推測される。圭介もまたシーボルトの名を出すことによって歴史的に重要な意義を持つと確信する本書が出版不許可になることは避けたかったにちがいない。しかし、本書からシーボルトの名を全く消し去ることは学術書である本書の内容から不可能であった。そのため圭介は幾重にも細工を施して、シーボルトの名前を表面には現さないようにしている。

## 3

その一つに、木村陽二郎氏(ツェンペリー来日二百年記念出版『泰西本草名疏全三冊』昭和五十一年五月井上書店刊の解説)が指摘されていることがある。「凡例」に

一、編中挙ル所ノ西名ソノ鑿定ノ人ハ林娜斯、春別爾孤、最トモ多シ。其他稚氏引用スルモノ諸家鑿定ノ名亦一ナラズ。通編各名ノ下左ニ列スル符号ヲ標ス。とあって、鑑定者の名の略符号一覧が掲げられている。例えば、

LINN <sup>カ</sup>カローリユス・<sup>リ</sup>リネウス  
TH <sup>カ</sup>カロール・<sup>ベ</sup>ベトル・<sup>チ</sup>チュンベルグ  
加録兒百篤爾・春別爾孤

のように示されて、本文では

ACHYRANTHES ASPERA. LINN キノロジチ  
ACER DISSECTUM. TH モミチ

のように示されるものであるが、この略符号一覧に当然掲げられるべきシーボルトの名とその略符号SIEB.は記されていない。しかし、本文には次のように現れる。

ARALTA EDULIS. SIEB. ウダ  
CAESALPINA IAPONICA. SIEB. ジャケツイバラ (巻上・六ウ)  
EVONIMUS ALATUS. SIEB. ニシキギ (巻上・八ウ)  
SLATERIA IABURAN. SIEB. ヤブラン (巻上・十ウ)  
SOIA IAPONICUM. SIEB. シロヤマ (巻上・十三ウ)  
EVONIMUS THUNBERGII. SIEB. マヒシ (巻上・十五ウ)  
CORDALIS IAPONICA. SIEB. ムラサキケマン (巻上・十六ウ)  
○<sup>ヘ</sup>ヘンケイ<sup>ク</sup>管<sup>ク</sup> HEMEROCALLIS UNDLATA. SIEB. ナリ (巻下・二ウ)

ILICUM IAPONICUM. SIEB. シキシ (巻下・四ウ)  
CINNAMONUM CAMPHORA. SIEB. クスノキ (巻下・五ウ)  
CINNAMONUM IAPONICUM. SIEB. ヤブニッケイ (巻下・五ウ)  
SASSAFRAS THUNBERGIA. SIEB. クロモチ (巻下・七ウ)  
CERASUS DANARIUM. SIEB. サクラ (巻下・十五ウ)  
CELTIS MUKU. SIEB. ムクノキ (巻下・十五ウ)  
RIBES PARASILICA. SIEB. ヤマビシヤク (巻下・十七ウ)  
○<sup>ハ</sup>ハペンカ<sup>セ</sup>サ<sup>ン</sup> RUTA IAPONICA. SIEB. ナリ (巻下・十八ウ)  
SAGITTARIA EDULIS. SIEB. オモダカ (巻下・十九ウ)  
○<sup>ハ</sup>ハ麻<sup>葉</sup><sup>織</sup>綴<sup>リ</sup> SPIRAEA TAPONICA. SIEB. ナリ (巻下・二十一ウ)  
SPRAEA THUNBERGII. SIEB. ヤキヤナキ (巻下・二十二ウ)  
PINUS VERTICILLATA. SIEB. カウヤマキ (巻下・二十二ウ)  
LITSABA THUNBERGII. SIEB. ハンゴヒ (巻下・二十三ウ)  
○<sup>ハ</sup>ハ… (中略) ×<sup>ハ</sup>ハ敗<sup>露</sup> PATRINIA RUPESTIS. SIEB. ナリ (巻下・二十五ウ)

PATRINIA VILLOSA. SIEB. ヲトコヘシ (巻下・二十五ウ)  
HYDRANGEA VIENS. SIEB. ガクウツキ (巻下・二十五ウ)  
HYDRANDEA THUNBERGII. SIEB. アマチャ (巻下・二十五ウ)  
HYDRANDEA HIRTA. SIEB. ヤマアヂサ井 (巻下・二十六ウ)

CLERRODENDON KAEMPFERT. SIEB. ヒギリ (巻下・二十七ウ)

「○云…」と始まる例を除いて、これらの例はすべて、「」で囲まれている。これは「凡例」に「」ヲ作テ一説ヲソノ次ニ挙ルモノアリ此下漢名亦雅氏ノヲ略ス説ヨリ得ルモノニシテ是ソノ和名ニシテ西名異ナルモノナリ」とあり「雅氏」の説であることを示す。「雅氏」は次に述べるようにシーボルトに他ならない。右に煩を厭わずその全用例を掲げたのは、シーボルトの名は表面上伏されているが、実質的には本書全編に現れていることを示すためである。

その二つめはよく知られていることであるが、「凡例」に「和名ノ下ノ○符ヲ載スルモノ多シ是本種膽八郎ノ説ナリ」とあり、シーボルトに「雅膽八郎」の仮名を用いたことである(先に見た「雅氏」はその略称である)。この「凡例」には「和名ノ下ノ○符」とあるが、先に列挙したものの中に見られるように「○云」と書き始められているものもある。この例は他にも、

○云林檎ハ PYRUS MALUS. LINN. ナリ

○云 EEN GOED MAAGMIDDEL IN PLAATS VAN GENTTANA.

○云カノコサウ IS WEL NOG BETER ALS DE EUROP AESCHE VALERI

ANAI HEDYSARUM MICROPHYLLUM. TH ○云 [LESPEDEZA.]

など多くあるが、如何にも異様で不自然な感じを与える。これはもともとの草稿では「シーボルト氏云」などとあったところを、先の書き換えを単純に適用してしまった結果であろう。ちなみに○符が付けられた植物は二百種弱にのぼる。これらは○符だけのもの、すなわちシーボルトが学名と和名の対応を認定したものでだけでなく、「○云此説誤ナリ」「○云此恐誤」「○云再考スベシ」「○云此説刪ルベシ」「○云詳カナラズ」などともあり、如何にシーボルトの意見を圭介が尊重しているかが分かる。

さて、「雅」は圭介自身が後に種明かしをしているように(後述)、「雅」の字に最初のノの二画を加えたものであり、シイの音を隠すものであった。このことについては広く知られていることであるが、さらに現在まで誰からも気づかれていないと思われることがある。それは「膽八」にはホルトの音が隠されていることである。膽八樹はホルトガルと呼ばれていた木であった。平賀源内の『物類品鑑』(宝暦十三年[1633]刊)の巻之四・木部に

△膽八香 篤褥香附録(李時珍『本草綱目』同項の附録のこと。引用者注)ニ

出タリ。和俗ポルトガルノ油ト名ツク。ポルトガルハ蛮国ノ名ナリ。此ノモノ其ノ国ニ出ル故ニ名ツク。紅毛語ヲヨリヨウレイヒト云。ヨリヨハ油ナリ。ヨレイヒハ此ノ木実ノ名ナリ。此物効用綱目ニデタリ。(下略)

○膽八樹 東璧曰ク。膽八樹生ニ交趾南番諸国。樹如ニ稚木屋ニ葉鮮紅色類ニ霜楓。其実庄油和ニ諸香ニ熱之辟ニ惡氣ニト。則チ此ノ仁ヲ取テ油ニ搾リタルモノヲ、リヨウレイヨ。和俗ノ所謂ポルトガルノ油是ナリ。○紀伊産方言ツクノ木ト云。(中略)或曰ク。是レ橄欖又ノ一種ナリト。此ノ説甚非ナリ。橄欖ハ絶テ別ナリ。(中略)又和俗統随子ヲポルトガルト称スルハ大ナル誤ナリ。

とあり、同書巻之五に膽八樹の絵図を載せる(後掲【図①】参照)。つまり、源内は俗に「ポルトガルノ油」と呼ばれているものは「紅毛語」(オランダ語)でヨリヨウレイヒ (olie olijf すなわちオリブ油) というものであり、この木は『本草綱目』に見える「膽八樹」であるとしたのである。この説は小野蘭山の『本草綱目啓蒙』(享和三年1803〜文化三年1806刊)にも引き継がれ、

膽八香 ホルトガルノ油

波爾杜瓦爾ハ蛮国ノ名ナリ。紅毛人コノ地ヨリ采来ル故ニ、ホルトガルノ油ト云。コノ樹、本邦暖地ニ多シ。喬木ナリ。(下略)

(巻三十・木一・香木類)

とあり、さらに『厚生新編』巻一(文化八年1812秋翻譯着手)にも採られ、酒或は水にて煮たるものに膽八樹子油を加へ搗き交ぜ、再び煮て軟膏となし、産婦腹腸彎痛(按に産に臨むで陣痛むの症なり)をなすに臍の下に貼りて効あり。(葱)の項の性味効能)と見える。

この「ホルトガルノ油」は略して「ぼるとの油」とも呼ばれていた。次に引く大槻磐水(玄沢)の『蘭説弁惑』(天明八年1818序)にいう「持渡りの油葉」すなわち「ぼるとの油」は「ホルトガルノ油」に他ならない(注①)。

俗に統随子を「ぼるとがる」といひ、又、持渡りの油葉にも「ぼるとの油」といふ者あり。願くは其正説を聞かん。

答曰「ぼるとがる」本和蘭の地よりは西隅にある国名なり。支那にて波爾杜瓦爾と音訳す。本名「ぼるとちゅうがる」なり。昔この国の船多くわたりしよし、其頃その国の辞この方に伝りて、今に残れるもの「かつば」「すつぽん」「いのんど」「まんでいか」「ひりやうづ」の類なるべし。此「ぼるとの油」も其国の名産にて、且其国人の初めて持渡りしもの故、その国の名を直に称したる者と見ゆ。此物本「おれいぶほふむ」といふ木の実の絞り取りたる油なり。和蘭地方にて専ら薬用に使ふ油皆是なり、此国にて胡麻油を使ふが如し。此油の本名「おれうむ」、又木の名を「おれいぶ」と云ふよりして、総て油の事を「おれうむ」

或は「おれいふ」など総名になりたるなり。我邦豆州にては葉細、紀州にては「づくの木」と称する木あり。此「おれいぶぼうむ」の種類なりといふ。其図を和蘭本草より出して爰に示めす。 (「ほるとがる」の項)

「ホルトガルノ油」が「ほるとの油」と略されていたとすればホルトガル(膽八樹)もまた、略されてホルトと呼ばれていたと思われる。すなわち「膽八」はホルトと読めるものである。

圭介はシーボルトという名前を「稚膽八」と宛字し、「稚」を「稚」に改め、「郎」の字を加えて日本人風の名に見せることで、それを悟られないようにしていたのである。

ちなみに、『蘭説弁惑』の問いにあったように、また『物類品鑑』にもあったように、「統随子」もまた「ほるとがる」と呼ばれていた。『本草綱目啓蒙』にはホルトサウの名で出ている。

統随子 通名ホルトサウ コクドサウ チョウセンヤナギ種家(下略)

(卷十三・草六・毒草類)

そして、『泰西本草名疏』にも、上巻「伊呂波目次」に「統随子」と見え、本文巻上にも

EUPHORBIA LATHYRS. LINN. ホルトソウ 統随子○云再考スベシ

と見え、附録下の「二十四綱解」にも「統随子」と見える。したがって、圭介はシーボルトの仮名を「稚統随郎」などとすることも可能であったろう。しかし、右の引用に「○云再考スベシ」とあるように、シーボルトは「統随子」をホルトソウに同定することについて否定的であったようである。圭介もそれを尊重したということであろうか。

## 4

出版許可を出す役人で前節に見た圭介の企てを見抜ける者はいなかったと思われるが、圭介はさらに慎重を期し、「稚膽八郎ハ伊豆ノ産。今死スト云」という頭注を付けている。重山文庫(新村出旧蔵本)に本書の自筆原稿の一部が残っている。

この原稿の存在は研究者の間では全く知られていないようであるが、その原稿ではその頭注は「稚膽八ノ郎ハ伊豆ノ産今死ノスト云」と四行で書かれ、それが×で消され、再びその上部に同じ文が三行の形で書かれている。これはこのような注を付すこと自体を躊躇する気持ちが圭介にあったことを示すものであろう。このような注を付けることで師シーボルトと本書との関係を確実に断ち切られることを圭介

は悩んだものと思われる。ちなみに杉本勲氏は「稚膽八郎」を「伊豆ノ産」としたのは、伊豆に流された「鎮西八郎為朝の故事になぞらえ」たのかもしいと言われている(吉川弘文館人物叢書『伊藤圭介』一二九頁)。

また、重山文庫蔵の『泰西本草名疏』の自筆原稿では、凡例に「和名ノ下ノシ符ヲ載スルモノ多シ是本稚膽八郎ノ説ナリ」とあって、シの字が○で囲まれているが、国立国会図書館の伊藤文庫蔵草稿本(シーボルト書き入れ草稿本と言われるもの)では、実際に各草木の和名の下に記されているのは○のみであり、シの字はない。ここにも草稿の段階でシーボルトの名の片鱗でも残そうとする気持ちと全くそれを隠そうとする気持ちとが錯綜していた様子を見ることが出来る。

## 5

本書の刊行許可を得るために筆者伊藤圭介が採った手段は以上のようなものであったが、無事刊行された後に圭介は以下のような改変を本文に加えている。先ず最初の修正本では「稚膽八郎ノ説」とあったところが「舶西醫ノ説」となり、頭注が省かれた。すなわち「稚膽八郎」という仮名が消された。この修正本の刊行年は不明であるが、更に文久三年(1863)の第二後修本では「舶西醫ノ説」が「西醫稚氏ノ説」となり、「稚」の字も最初の二画が省かれてシイ氏と読めるようになっていく(注②)。この改変を指示する圭介の手紙が残されている(国立国会図書館伊藤文庫蔵)。文久二年(1862)十一月十二日付で名古屋の留守宅へ出したものである(注③)。

…右泰西本草名疏を此度すり立て、製本に付ては、一ヶ所板を直し度所、有之候。

右の場所と申候は、巻上の凡例の一丁めうら、右より三行めに、

一 和名ノ下、○ノ符ヲ載スルモノ多シ。是本、来舶西醫ノ説ナリ——

右の来舶西醫の四字を、西醫稚氏の四字にほりかへ申度候。…(中略)…

且又、右凡例の中に稚氏と申所六ツ七ツ有之候。右を稚氏に直し申度候。是は右板を遣し、右稚氏のへん「扁」之禾のノをけづる迄也。木へんに致し申候事也。…

この手紙が出された前年の文久元年十一月に、国外追放の刑が解除され三十年ぶりに再来日したシーボルトと圭介は横浜で再会している。その時の様子がその場に同席した圭介の門人である田中芳男によって書かれている(注④)。それによると、シーボルト二会面致候処、大悦ノ様子ニ相見エ候、通詞ヲ以テ応対致候、シーボルトのこと「久々ニテ御目ニ掛り甚ダ大慶致候、再会ハ迎モ不相叶候

ト存候処、不計事ニテ候、御壮健目出度候、イ(伊藤圭介のこと)「御同意ニ  
存候、此度江戸表工罷越候、面会ノ為メ此表工罷越候、先年長崎帰帆後は迄如  
何致サレ候哉。：

と久闊を叙したのち、圭介はシーボルトに腊葉や金石の鑑定を請い、シーボルトは  
自分の本草書の中に圭介の名が出てくることを別の蘭人に紹介したり、随行した画  
工ウィルゲマンに圭介の像を描かしたりしている(【図②】は清水洪川によるその  
模写)。師シーボルトに仮名を用いたことは、『泰西本草名疏』を刊行することの歴  
史的意義を確信していたからこそ敢えて採られた手段ではあったが、圭介には不本  
意なことであったであろう。シーボルトとの再会はその名を現わすきっかけになっ  
たものと思われる。

注① 引用は『物類品隣』は日本古典全集本、『蘭説弁惑』は『磐水存響』、『本草  
綱目啓蒙』は平凡社東洋文庫本、『厚生新編』は静岡県立中央図書館葵文庫  
所蔵の影印複製本(恒和出版)によったが、「ほるとがる」また「ほるとの  
油」などの「ほ」の表記はそれらの表記のままとした。

注② 以上のことは国会図書館電子展示室「描かれた動物・植物 江戸時代の博物  
誌」にそれぞれの箇所が写真で示されている。

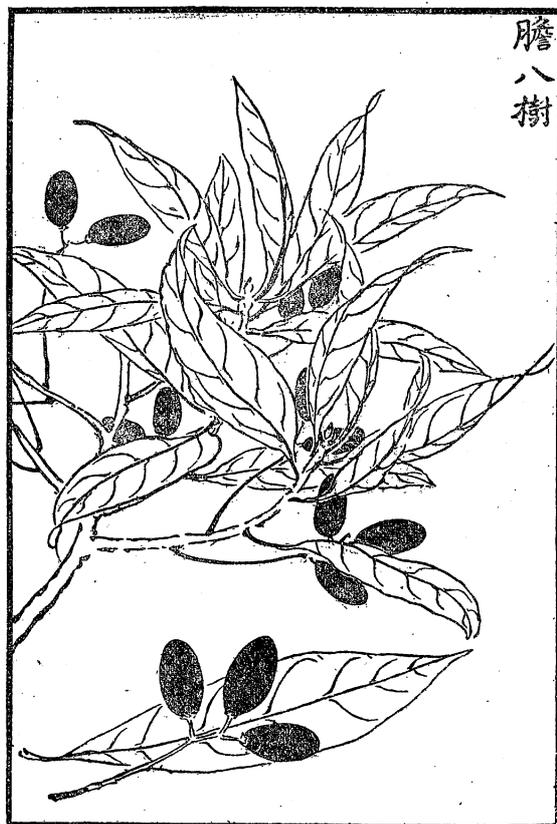
注③ 磯野直秀『泰西本草名疏』の初版本と後修本(『科学医学資料研究』第二  
五〇号、野間科学医学研究資料館発行、一九九五年四月)

注④ 吉川芳秋『医学・洋学・本草学者の研究』八坂書房刊の「II本草家・洋学者  
伝」の「伊藤圭介」の項。また、この時にシーボルトから圭介に出された書  
翰がある。これについては拙稿「重山文庫所蔵伊藤圭介宛シーボルト書翰に  
ついて」(同志社女子大学『総合文化研究所紀要』第26巻、二〇〇九年三月)  
でも触れた。

(2011. 5. 31)



【図②】伊藤圭介像(杉本勲著『伊藤圭介』より)



【図①】檀八樹の図(平賀源内著『物類品隣』より)